

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 9 号に掲げる片側留刺し網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 6 年 5 月 27 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
あまだい片側留刺し網漁業	7 隻	10 トン未満	定めなし	<p>1 次の点ホ、へ、ト、リ、チ、ヌ及びホの各点を順次結んだ 6 直線によって囲まれた区域。</p> <p>点ホ 基点第 40 号から 336 度 2,000 メートルの点 点へ 西津軽郡深浦町大字田野沢、大戸瀬崎に設置した標柱から 356 度 2,000 メートルの点 点ト 基点第 39 号から 343 度 2,000 メートルの点 点チ 基点第 39 号から 343 度 3,000 メートルの点 点リ 西津軽郡深浦町大字田野沢、大戸瀬崎に設置した標柱から 356 度 4,000 メートルの点 点ヌ 点ホから 10 度 4,000 メートルの点 基点第 40 号：西津軽郡深浦町と鱒ヶ沢町との境に設置した標柱 基点第 39 号：西津軽郡深浦町大字風合瀬貝良木川右岸に設置した標柱</p> <p>2 次の点ト、カ、ヨ、タ、レ及びトの各点を順次に結んだ 5 直線によって囲まれた区域。</p> <p>点ト 基点第 39 号から 343 度 2,000 メートルの点 点カ 基点第 39 号から 343 度 3,000 メートルの点 点ヨ 基点第 37 号から 317 度 3,000 メートルの点 点タ 基点第 37 号から 317 度 2,000 メートルの点 点レ 基点第 38 号から 290 度 2,000 メートルの点 基点第 39 号：西津軽郡深浦町大字風合瀬貝良木川右岸に設置した標柱 基点第 37 号：西津軽郡深浦町根株川尻より西方（暗堰）に設置した標柱 基点第 38 号：西津軽郡深浦町大字轟木と大字風合瀬との境に設置した標柱</p>	7 月 1 日から 8 月 31 日まで	西津軽郡深浦町に住所を有する者	公示の日から令和 6 年 6 月 10 日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までとする。</p> <p>2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。</p> <p>3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 定置漁業の操業中は、その前面、後面及び沖合それぞれ 500 メートル以内は操業しないこと</p> <p>(2) 使用する網の目合は、30 ミリメートル以上とすること</p> <p>(3) 操業時間は、日の出から日没までとする</p> <p>(4) 8 月 1 日から 8 月 31 日までの間は、水深 20 メートル以浅の区域で操業してはならない</p>

8隻

基点第31号から正西の線、同線上基点第31号から4海里の点と舩作崎突端とを結んだ直線及び陸岸によって囲まれた海域。ただし、漁業権漁場を除く。
基点第31号：青森県と秋田県との境の須郷崎に設置した標柱